

■市町村ヒアリング等を踏まえた個別避難計画作成・運用上の課題及び対応策

作成運用プロセス	取組	課題	対応策
庁内の連携	危機管理部局と福祉部局の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・福祉部局がそれぞれ要支援者の名簿等を作成・管理 ・福祉部局に比して、防災部門はマンパワーで不足気味 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有体制を構築し、名簿等の情報は1つにまとめる ・庁内で役割分担を決め、連携体制を構築して取組む
個別避難計画の作成	計画の必要性の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的安全な地域であり、防災への意識が低調 ・要支援者の情報は個人情報保護の関係で限られた関係者のみで共有 ・平時等における支援者への名簿情報の提供への同意が課題 ・要支援者情報の共有する対象が未定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員だけでなく、自主防災組織、社会福祉協議会、福祉専門職等の関係者に対して、研修等を通じ、あらゆる災害を想定して防災対策に取組むを意識を定着させる ・災対法等、個人情報に関する知識等を理解し、平時から、防災訓練等にも活用する目的として、避難支援等の実施に必要な限度で関係者に情報を共有する体制を構築する（必要に応じて、条例の制定も検討）
	要支援者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者数が多く、真に避難支援等が必要な方を絞り込みが必要 ・市町村での要支援者の優先度の考え方の整理 ・名簿や計画作成後の名簿情報等の更新が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災（ハザード）、福祉（介護度等）でそれぞれ、絞り込みに必要な情報の役割分担を行う等、庁内で連携体制を構築し、優先度を整理する ・名簿等の更新については、見直しの時期を年に複数回設ける等、随時更新するようにする（必要に応じてシステムの導入を検討、または既存のシステムと連携できないか検討） ・本当に支援が必要な方を絞り込むため、地域で話し合う場を設ける
	担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民は高齢者が多いのが課題 ・要支援者へ訪問している民生委員や福祉専門職の情報が必要 ・平日の昼間は仕事等で支援者となる方が不在 ・自主防災組織（町内会）は任期制のため協力を得られない ・民生委員は対象地域が広く対応できない ・行政が担い手となった場合、要支援者の居場所の把握に時間を要する ・企業・団体等と、日頃からのつながりがなく、支援者の担い手として協力が得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員やケアマネージャー等の福祉専門職（団体）については、実働部隊ではなく、要支援者の情報を得るための人材として協力いただく程度にとどめる ・自主防災組織には、継続的に研修を実施、または防災訓練に参加してもらおう等して、支援者の担い手としての必要性について、理解を深めてもらう ・平日の昼間等、支援者となる方が不在、または自主防災組織等では対応できない場合等に備えて、地域の企業・団体等とも、普段からつながりを持つようにする等、関係を構築し、支援者の担い手も含めて協力してもらえるか検討する
	避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先における要支援者の受入体制に不安（公民館） ・福祉避難所を指定し、直接避難できる体制が必要 ・要支援者によっては垂直避難等、様々な避難方法を検討する必要 ・福祉避難所について、収容人数や設備等の都合により、指定が進まず受入れ先の確保ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内に要配慮者のための専用スペースを設けるようにする等、施設管理者と協議の上、資機材等含めた施設の環境整備を行う ・福祉避難所については、施設管理者と事前に協議をし、個別避難計画を通じた避難受入れ体制を構築する ・避難方法についても、避難所の収容人数等を考慮し、個別避難計画の作成プロセスを通じ、立ち退き避難に限定しない等、様々な避難の在り方を検討する ・福祉避難所となる施設についても、施設管理者と協議の上、国の財政支援等を活用し、十分な受入れが可能となるよう、整備を行う
計画の継続性	実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画に基づく訓練が必要 ・個別避難計画の更新・見直し ・住基等を連動した個別避難計画のシステム化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から避難支援等関係者に情報提供を行う体制を整備し、防災訓練のプログラムに個別避難計画に基づく訓練も入れる等して、実効性の確保につなげる ・庁内各部局だけでなく、情報提供を行っている避難支援等関係者にも定期的に要支援者の状況を確認する等して、計画を随時更新していく（必要に応じてシステムの導入を検討、または既存のシステムと連携できないか検討） ・計画の更新や見直しについては、より実効性の高いものとしていくため、地域で話し合う場を設ける